第1回倉吉市下水道使用料審議会会議録概要

- 1 日 時 平成30年10月15日(月) 午後1時30分~2時40分
- 2 場 所 倉吉市役所 第2会議室
- 3 出席者

石田市長

委員8名

齋木会長、福田副会長、河野委員、柴田委員、大嶋委員 福井委員、山田委員、植木委員

事務局4名

徳丸建設部長、坂本下水道課長、岩垣課長補佐、小木主幹

会議の経過

1 開会

課長 本日はお忙しい中、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、第1回倉吉市下水道使用料審議会を開催させていただきます。

倉吉市下水道使用料審議会条例第5条第2項により、審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定めております。本日は委員11名のうち8名にご出席いただいており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

2 委嘱状交付

課長 委嘱状交付ですが、既にみなさまの席に置かせていただいております。諮問に係る審議が終了するまでの委嘱となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 市長あいさつ

課長 続きまして、石田市長から委員の皆様にごあいさつ申上げます。

市長 委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。 また、この度は本審議会の委員をお願いしましたところ、快く引き受けて いただいて、大変ありがとうございます。

下水道事業でありますが、今や生活になくてはならないものになっています。衛生的な面はもちろんですけれども、河川の水質保全など生活環境面でも重要な役割を担っている事業です。

下水道事業は、地方財政法という法律の中で、雨水の処理などを除くと、独立採算制の、使用料によって賄う公営企業の位置づけになっております。 しかしながらこの10年ほど料金改定を行っていないこともあり、現実には一般会計からの繰入れでなんとか運営しているのが現状であります。 この使用料のあり方について、来年は消費税も引き上げられるということで、昨日も10%の引き上げを実施するという方針が改めて表明されました。そういうことも踏まえて、これからの下水道使用料のありかたについて皆さま方のご意見を伺って方針を出していきたいというところでございます。十数年ぶりの改定ということになりますので重要な案件になろうかと思います。この後事務局から下水道の現状等について、概要をご報告させていただきながら、皆様からご意見を伺い、取りまとめていきたいと思っております。この後諮問させていただきたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただいて、有意義な結果が得られるようとりまとめていきたいと思います。皆様の見識を提供していただいて、有意義な会にしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。皆様方の今後ともご支援をお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

4 委員紹介

課長 続きまして、名簿に従って、皆さまのご紹介をしてまいりたいと思います。 お名前をお呼びいたしましので、一言ごあいさつをお願いいたします。

各委員 (あいさつ)

5 会長及び副会長の選出

課長 会長及び副会長については、審議会条例第4条で審議会に会長及び副会長 それぞれ1人を置き、委員の互選によってこれを定めるとされておりますが、 会長及び副会長の選出について、いかがしましょうか。

ご意見がないようでしたら、事務局の方から提案させていただいてよろしいでしょうか。会長に齋木英宏様、副会長を福田京子様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

6 会長挨拶

課長 それでは、正副会長を代表して、齋木会長より一言ごあいさついただきた いと思います。

会長 ただいま選任を賜りました齋木でございます。私はこの方面になんらの知見も有しておりませんが、選任された以上は誠心誠意取り組む所存であります。皆様の温かいお引き回しによりまして職責を果たしたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。この審議会は多士済々といいますか、一騎当千といいますか、極めて心強い方にお集まりいただきまして、その点私にとってたいへんありがたい話であります。

名簿を拝見いたしますと、異なる職種、異なる経歴また価値観の多様さ、 みなさんの意見を頂戴しながら、倉吉市の論議は、論議といたしまして、我々 の考えるところ、思うところとすり合わせて、最終的に最善と思われる答申 をいたしたいと考えております。どうか皆様の御指導賜りまして順調に進む ことをお願い申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきたいと思います。 どうぞご協力お願い申し上げます。

7 諮問

課長 続きまして、諮問書の伝達です。まず、諮問文を朗読させていただきます。 皆様、資料5ページをご覧ください。(諮問書読み上げ)

市長から審議会会長へ諮問書を伝達させていただきます。

(伝達)

ありがとうございました。

ここで、石田市長は公務のため退席させていただきます。

8 審議

課長 これより審議に移らせていただきます。ここからの進行につきましては、 審議会条例第5条の規定に基づきまして、齋木会長に議長をお願いいたしま す。

会長
それでは早速、審議に入らせていただきます。

本日の審議について、事務局より説明をお願いします。

課長 (本日の審議について説明)

(1) 今後の日程について

課長 (今後の日程について説明)

会長ここまでで、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ご質問がなければ、続いて倉吉市下水道事業の概要について事務局から説明をお願いします。

(2) 倉吉市下水道事業の概要について

課長 (資料に沿って説明)

会長事務局から説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いします。

委員 林業集落排水の施設はいつできたものなのか、26人という対象人数だが、 なぜ合併浄化槽で対応しなかったのか、この2点についてお聞きしたい。

課長 林業集落排水についてご質問がございました。資料1ページの事業概要の表の右から2番目が林業集落排水です。なかほどに建設開始年度ということで、平成9年度から事業実施しています。エリアとしましては野添になります。当時は旧関金町だったこともあり、事業をされた経過は当時の状況をよく把握しておりません。

会長 それでは、私から質問というのも変ですが、今、市の方では、行財政改革 をやっておられるが、その中にこの上水道の統合だとか企業会計の移行だと かそういう項目は載っていますか?32年度から導入するのは決定ですか?

課長 現在、市の方で第3次倉吉市行財政改革計画を今年1月に作成いたしまして、その中に下水道関係で申し上げますと、水洗便所の改造資金融資制度の見直しですとか、現在下水道使用料を主に水道局で水道料金とあわせて徴収委託していますが、それを民間委託・包括委託に出すようなこと、下水道事業については公営企業化の推進、今回テーマに挙げさせていただいている使用料の検証などがテーマとして上がっています。これらは随時進めていく方

向です。

会長 ということは、32年度以降の試算値が出ていますが、そういう数字という のは今の上下水道の統合によるこういった効果だとかは加味してあるのですか?

課長
そこは不確定要素なので、今現在わかっている部分での試算です。

会長 それは今後の検討事項ということの解釈でいいですか?

課長 さきほど申し上げましたが、下水道事業の公営企業法の適用を平成32年4月1日からと進めているところで、そうなりますと、経理の見方が今と多少変わってくるところもあります。今、上水道と組織統合することも進めておりますので、統合後に徴収業務等がどの程度民間に委託できるのか、今水道局を中心に協議をしているところです。そのあたり反映させるのは次の審議会になろうかと思います。

会長 われわれが検討するのは、31 年度は旧方式でやるわけですね。32、33、34 年これは新しく企業会計方式というか、統合後の収支見込みでいくと、二段 階に分かれるということになるのですか。

課長 そこまでは考えておりませんで、当面は今回出していただいた答申に基づいて、次の34年度まではその分で進めていきます。

会長 では、我々としては、旧方式での会計の検討であって、35 年度以降に新方式で反映させる、という解釈でよろしいですか?

課長 そうです。

部長 会計が一緒になるわけではなく、下水道会計は独立採算制でやっていかないといけないので、ただ上下水道が一緒になることによって、施設や人だとか助け合えることもあり、そういうところは今後の精査によると思います。 今のところは下水道会計での採算性ということになろうかと思います。

会長
それで答申の数字を決めていく、という解釈でよいですね。

委員 企業会計を32年に導入されるということで、今までの下水道にしても集落 排水にしても、償却の年数をどの程度設定していたか、今後どういう形で反 映させていくかによって、その経費がかなり違ってくると思います。その辺 のところの調整、含めたところなのか、どの程度道ができているのか、検討 されたかどうか、お聞きしたい。

事務局 今、公営企業法の適用の作業を進めているところでして、企業会計での試 算というのはまだきちんと出せない状態です。

委員 まだ、きちんとした形での数字はでていない?

事務局はい。ですので、まだ比較というところまではできていません。

委員 1ページにし尿汲み取りの人が 5.6% と記載されていますが、その方たちの水道はどうなっているのですか?下水道使用料は払っていないのですか。

事務局 公共下水道が 72.8%の普及率ですが、その中で下水道につながれているの が 85.5%です。残りの方は合併浄化槽だったり、単独浄化槽だったり、汲み

取りだったり、汲み取りは、市の環境課で汲み取り手数料という形で収入しています。ここでいう汲み取りの 5.6%のところの方は、公共下水道の区域でもなく集落排水の区域でもない方、のちのちは合併浄化槽にしていただきたいところです。

委員 下水道がきているのに、つなげてない、ということはわかります。下水道 がいってない区域に、水道がいっているのかどうか、もお聞きしたい。井戸 水を使っておられるとか?

事務局 (汲み取りの方の区域の水道は、)たいていは井戸水というか、集落水道、 集落で個別に水道をされているところがほとんどです。

部長 正確性があるかどうかの発言になりますが、水道も、下水道も公共につな げるところは、回収ができるところなので、行けない所もあります。下水道 がいかないところは、上水道もいけていない所になります。ですので、先程 もありましたように、集落で専用水道でやっておられるところではないかと 思います。

委員 そういう方は、上下水道料金というものは関係ないのですか。

事務局 そうです、関係ないです。

課長 普及率について、最後のページの地図をみていただきますと、公共下水道 は黄色、特定環境保全公共下水道区域も黄色、緑の部分は集落排水、野添の 青い部分が林業集落排水のエリアということになり、これ以外の所は浄化槽 にしておられたり、汲み取りの方もあると見ていただいたらいいと思います。 このエリアの中も簡易水道がいっている所もありますし、上水道がいってい る所もありますし、その集落でやっておられる水道もあります。今回の使用 料についての審議会の対象からはこういった方は外れることになります。色 がついている地区が対象になります。

委員はい、わかりました。

会長その他にご質問等ありませんか。

委員 諮問の前提条件として、公共下水なら13.9%と数字がでていますが、一般会計から繰り入れないで、本来使用料だけで賄わないといけないことを前提とした形で、31年度料金改定する段階で一般会計の繰入は全然想定してないということですか。それを前提とした形での諮問になるのか、それとも消費税もあがり、行財政改革での中で、市民への負担もかなり増えてくると思うが、そのへんも政治的なバランスは、想定せずに諮問を出さないといけないのか。前提条件として詰めていくのにどういうものがあるのか知りたい。

課長 100%使用料で賄うことを前提と、考えていますが、そうはいっても委員も おっしゃったように消費税の改定もございますし、行政側も会計の変更もあ ったりしますので、そのあたりはどのラインでという結論もあわせてお出し いただければと考えています。 部長 実際問題その区域であっても接続されていない方もあり、それはこちらの 努力だと思いますけれども、接続されてない方も含めて使用料に賦課するか どうかの議論にもなろうかと思います。

会長 今日のこの資料をご説明いただいたわけですが、なかなかわかりにくく、 もう少しかみ砕いたような、わかりやすいような資料をご検討いただけない か。一度目を通しているが、説明を聞いてもなかなかわかりにくいところが あります。

部長 逆に委員さんからわかりにくい点を言っていただいて、それを事務局から 委員さんに返す、という形はどうでしょうか。

会長 そうですね。

部長 一問一答ではなく、いただいた質問を委員さんに説明する形で次の回まで に行う、というのはどうでしょうか。

会長 みなさん、どうでしょうか。今日の説明で全部わかったかというとなかな か理解できないところもあると思います。

委員 もう一つ質問して良いですか。この下水道事業の企業債償還があります。 終末処理場は倉吉市だけでなく周辺3町と一緒に(利用)しているということ ですね。下水道料金が(自治体で)それぞれ違うのですが、返済部分は他の 町と倉吉市とではどのようになっているのですか。

事務局 処理施設につきましては、湯梨浜町の天神浄化センターですが、そちらは そちらでお金を借りて返済していて、その分については12ページの流域下水 道負担金として1市4町同じ額、同じ単価で負担しているところです。

委員 その部分は下水道料金に含まれているんでしょう?同じ単価で負担しているのですか。

事務局 そうです。倉吉で借りて返している部分については、下水道管の(建設費の)部分を企業債で借りて返済しています。

課長 下水道の基本的なところですが、地面の一番下に処理場にいく管が埋まっていまして、その上に倉吉市の管が埋まっています。そこに市内いくつか区域を分けて、それぞれ入っていく仕組みになって最終的に湯梨浜の処理場にいく、ということです。一番もとの処理場に行く管ですとか、処理場の処理設備の修繕等は県といいますか、その施設が負担していて、倉吉市は、倉吉市の所有する管に関する費用はお金を借りて修繕等している、ということです。

委員 それは修繕費だけですか。はじめに係る建設に係る費用もあるのではないですか。

課長 そうです。昭和50年代から下水事業が始まっていますので、その頃の借金 も残っており、途中もお話ししましたが、減価償却期間と償還期間との差が あるものですから、それをなるめるためにまた違った平準化債という新たな 借金をしています。一般的にはややこしい仕組みだと思いますが。 委員 よくわからないところです。複雑な構造になっていますね。

会長むずかしいです。会計の処理の仕方が民間と市とは違いますから。

委員 それがまた倉吉市だけで単独で持っていれば、まだわかりやすいでしょう が、他の町とも一緒ですし。

会長 部長さんからご意見があったように、今日説明を聞かれた概要の中のわかりにくい点、理解できない点、これについては早速明日からでも担当の方にご質問を頂戴して、それを元にしてわかりやすい解説を作成していただき、次回発表していただければと思います。

部長 次回までにでも、委員さんにある程度まとまったらお返しします。

委員 19ページの下水道使用料と経費回収と不足額の見込みですが、20ページのグラフとの対応関係がわからない。何が問題になっているのか、全然わからない。使用料の不足分を賄わなければならないのはわかるが、19ページの表と 20ページのグラフとの対応関係がわからない。

事務局 19ページと 20ページですけれども、19ページの平成 29 年度の部分について、20ページの棒グラフにしたものです。

委員 具体的にこうだと言い切れないですよね。

部長 経費のどこの部分が使用料で賄って不足になっているか、きちんと色分け になってないとわからない、ということですか。

委員なにがなんだか特定しきれないところがある。

会長 第1回の審議会、なかなか発言しにくいこともあるかと思いますが、ご遠 慮無くご質問していただければ。理解することが大切ですから。

委員 説明を聞いた中で、人口減少になり節水器具などの普及で、使用量が減る から、下水道料金が不足する見込みがあると言われたが、そうすると水をど んどん使いなさい、と言っているようにとれる。でも節水は必要だと思うし、 そのために徴収料金が減る、と言われてもちょっと矛盾を感じるのですが。

会長 それ以上に設備が古くなってきて修理費用が嵩む、ということもあります ね。節水はもちろん必要だけれど、老朽化による改修費用も必要です。

委員 改修費用が必要なのは、わかる。人口減少や節水器具の普及で、使用量が減ってくる、そうすれば徴収料金が少なくなる、そこのところが矛盾を感じるところです。

会長 では、これまでの設備がかかりすぎたかというと、それはそうでもないで しょう。

委員 意識としてね、節水が問題、みたいな文言が。

会長 これまでの、市民税等の自主財源から補填するには、財源そのもの、市に 入る税金が落ちてきていますね。介護保険の料率アップもそうですよね。逆 に今度人口が増えて医療費が嵩むから皆で負担してと、この反対が。

> まだ1回目でみなさん慣れないところもあるかと思いますが、なにかこの 機会に是非質問をしていただき、ご理解を少しでも深めていただいた方が次

回の審議に役立ちます。次回の審議会では改定率とか改定体系の原案は出てくるのですか。

事務局 そうです。原案を出します。

会長 改定率、改定体系を市はこう考えるが、みなさんはどう考えるのか、いわ ゆるそのたたき台が出るわけですね。

事務局 そうです。

会長 それを我々が検討しながら。それに伴うわれわれも知識を蓄えておかなければなりませんので。

委員 もう一つ質問をさせてください。2ページに「下水道を使用できない市民 の税金も含まれています」と書いてあるが、これの割合はどれくらいですか。 使用できない市民の方が聞けば、自分たちは使っていないのに、一般財源の 方から出ているとなると、腹が立つと思うんですよ。

事務局 市民の税金が含まれているとしているところは、一般会計繰入金としているところです。11ページに平成29年度歳入で一般会計繰入金が全体の34%になっています。

委員 下水道を使用している人の分も含めて、34%ですよね?下水道を使用できない市民の税金の割合を知りたい。

委員 微妙な問題が入っています。実際には、(下水道に) つなげればつなげられる人、受けられる対象の人も含まれている。下水道を使いたくても使えない人はほとんど無いと思いますよ。結局合併浄化槽で対応できますし。そういう意味では、資料の表現はちょっと誤解を招くかもしれません。

事務局 強いて言えば、1ページの合併浄化槽の2.5%、汲み取りの5.6%のあわせて8%くらいの人は、下水道につなげられないけれども、その人たちからの税金も入っているということになると思います。

委員 8%くらいの人の税金も入っていると考えれば良いですか。

事務局 はい。

委員 合併浄化槽の人も入っているのですか。

事務局 合併浄化槽の人も下水道には接続できないです。

委員 直接関係ないけれども、実際は公のお金で、合併浄化槽を設置する時に一時金として大きなお金がでているはずです。それでどちらかを選ぶというところがあったので、合併浄化槽を選ぶのか集落排水を選ぶのか、それを長年で見たときにどちらの負担の方が、将来的に市町村、公共事業にとって負担があるかないか、中には合併浄化槽を選んだところもあるし、集落排水、公共下水道を選んだところもあると思います。

将来的に長い目で見たときの負担のところ、合併浄化槽は一時的にはかなり、逆に言うと相当の市費が出ていると思いますが、そこが増えるというのは、やっぱり問題があると思います。税金でとられるということをうたった表現は、表現としてはおかしいと思います。

会長 要は利用する人が負担する受益者負担で賄う、この答申によって一般会計 から繰入がゼロになればそういう問題は解決するわけです。受益者負担を原 則するために審議しよう、いう考えで良いのではないですか。

事務局 20ページの「使用料不足分」の中に下水道につなげられない人の税金も含まれているということになると思います。

一般会計繰入金の中の「交付税措置額」「一般会計負担分」につきましては、 国が公共下水道・集落排水で市が負担しなさいと定めている部分であり、そ こは税金を公共下水道に充てなさい、ということになっています。それ以外 に一般会計から負担している部分があり、それが「使用料不足分」として1 億2,400万円あるということです。

課長 資料の地図で説明しますと、色塗りしている区域の方から本来、20ページ のグラフで行きますと、赤と青い部分を全額回収するのが理想になるが、それが回収できていないので、色塗り以外のエリアの税金を払っておられる方の部分が赤い部分として下水道事業の運営の方に回っているというイメージを持っていただければ、全部が来ているわけではないのですが、そういうイメージで良いかと思います。

その不足分を今は市がみているのですが、このままずっと同じ形でいくと 一般会計に負担がかかってしまいますし、そこはやはり受益者負担を考える 時期ではないかと考えています。

受益者負担を 100%あげてしまうか、それとも何年かに分けて段階的にするのか、そのあたり、どうしていくのかを委員の皆さんで検討していただければ、と思います。

委員 わかるんですけれども。一度に受益者負担となると、すごく上がりますね。 会長 来月の審議会では、市の案が出るようですから、それに対してご意見をお 互いに出し合い、共有するとか、そういう段階ですよね。

ですので、今日はとりあえず基本的な考えを共有する、ということです。

会長
他になにかご意見ご質問ありませんか。

無いようですので、さきほども申し上げましたが、わかりにくい点や理解できにくい点がありましたら、遠慮無く事務局へ質問していただき、それを理解できる形で説明していただく、ということでよろしいですか。

課長 質問等ありましたら、今週中にいただけたらと思います。質問の質問、と いう形でもかまいませんので。

会長ご質問もないようですので、以上で終了してよろしいでしょうか。

9 その他

(1) 第2回審議会の開催日について

会長 それでは、次回第2回審議会の日程について、事務局からお願いします。

事務局 第2回審議会は、11月12日から29日までの平日で調整したいと思いますが、皆様からご提出いただいた日程調整表では、ご都合の合う日程がないよう

で、休日や夕方の時間を含め、再度調整させていただいてよろしいでしょうか。 決定しましたら皆さまに改めてご連絡いたします。

会長 では、今日は日程を決めず、改めてお聞かせいただくということでよろしい でしょうか。

(2) その他

会長その他皆様から何かございますか。

10 閉会

会長 本日の会議はこれで終了させていただきたいと思います。ご苦労様でございました。